

# 令和3年度第8回稲敷・龍ヶ崎地方 3組合経営検討幹部会議会議録

と き 令和3年6月24日(木)  
午後2時

ところ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合  
会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 新組合（3組合統合・複合化）の骨子（案）について

(2) その他

3 閉 会

出席者

稲敷地方広域市町村圏事務組合

齊 田 典 祥 事務局次長兼管理課長  
坂 本 操 消防長  
永 井 貴 史 消防次長兼総務課長  
根 本 成 壽 管理課長補佐  
坪 井 智 彦 管理係長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小 杉 茂 事務局長  
古 手 憲 夫 事務局次長  
松 本 毅 参事兼施設課長  
岩 橋 勇 生 総務課長  
岡 野 恵 之 総務課長補佐

龍ヶ崎地方衛生組合

荒 井 久仁夫 事務局長  
杉 山 晃 事務局次長  
風 見 光 三 参事兼総務課長  
木 村 哲 施設課長  
浅 野 大 樹 総務課主査

傍聴者

椎 名 貢 江戸崎地方衛生土木組合副参事

## 第8回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議 会議録

令和3年6月24日開催

**○風見課長** 本日はどうもお疲れ様でございます。それでは、只今から令和3年度第8回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議を開催致します。本日ですね、稲広組合の澁谷局長が欠席という事でご連絡頂いております。

それでは協議に入る前に資料の確認を致します。最初2通、まずメールで送信した資料でございます。本日の会議次第、次に出席者名簿、次にPDFファイルで添付しましたたたき台、稲敷龍ヶ崎地方3組合統合複合化（新組合設置）計画という冊子、新しい冊子です。次に、衛生組合からの質問表という事でこちらは1枚。次に、稲敷龍ヶ崎地方3組合統合に向けた今後のスケジュールについてという事で、前回の会議でお話したものをちょっと加工したものでございます。次に、斎場事務の複合化について（案）という事で、こちら稲広組合さんの方から前回の会議で追加する部分を入れて頂きまして、2番の（1）ですね、こちらの括弧の中に使用料の方の記述を入れて頂いたものになります。併せて利用料金の一覧も付けて頂きましたので、こちらは前回の会議の資料の差し替えという事で、今回配布しております。最後に先週の会議の最後にですね、別フォルダーで霞台厚生施設組合提供資料という事で、3つのファイルを送らせて頂きました。会議の説明とですねスケジュールの方が2枚で、こちらが3部ございます。それと本日机の上ですね、配布されております資料と致しまして、こちら骨子案の概要版、また、ごみ処理の広域化については案、塵芥さんの方で作って頂いた資料になりますね、それとですね、先ほども言いました冊子、新しい冊子のこちらは修正案と代替案の多分資料になると思うんですが、A3横のもので、こちらが本日の配布資料となっております。資料は以上となります。宜しいでしょうか？

それでは協議に入りたいと思いますが、ここからの進行は荒井局長にお願いしたいと思っております。

**○荒井事務局長** はい、それでは次第に沿って進めて参ります。協議事項の（1）、新組合の骨子案についてでございますが、前回までの会議で骨子案の全ての項目について、協議、一通り協議を行いました。

本日は、その協議により修正した骨子案の完成した、冊子の内容について確認をしていきたいと思っております。最初に配布している冊子でございますが、構成等が変わっておりますので、作成してくれた岡野補佐から変更した部分なども含めて説明をお願いしたいと思います。

**○岡野総務課長補佐** はい、それでは新しい冊子の方で主に修正した所についてご説明をさせて頂きたいと思っております。新しい冊子の目次をご覧頂きたいと思っております。目次の中で7番、参考資料で（2）、県内の一部事務組合の事例調査という形で、こちらを新しく入れております。以前の冊子ではそれぞれの項目で、別紙何々という事で、それぞれに入れていたものを全部の後ろの参考資料の方に一括して移動しております。このため、5番のこれまでの統合複合化の骨子の所のボリューム、ある意味、読み易くしたというのがありまして、こちらを減らして後ろの方に今回移動しております。

あと、中身の方について主に細かい所は省略させて頂きませんが、修正した所について説明させて頂きたいと思っております。資料の3ページになります。3ページの文章の下の所を修正をしました。こちらが前回の

会議で霞台厚生施設組合の方を追記して欲しいという事だったので、こちらの方を今回追記修正しております。

続きまして資料の5ページをお願い致します。5ページの組織図になります。組織図、課の下に係を設けております。これは塵芥、衛生、稲広全て同様に事務局に関する所で課の下に係又はグループを追記しております。

続きまして22ページをお願い致します。22ページの図の中で、管理者等会議の左右に市町村議会、組合議会、こちらの方で協議する内容で、こちらの方の検討幹部会議、検討委員会、管理者等会議と併せて、議会の方への協議報告を行っているという考え方で整理しまして、図の方も追記修正しております。これに合わせて上の文章の方にも、議会への報告協議という内容で文言修正をしております。

続けて隣の23ページメリットデメリットの所です。こちらの方も文言の方の修正をしております。それに合わせまして25ページの図になります。こちらの図の方へも文言の追加を行いまして、案の1から案の4それぞれに対してメリットですがどんなメリットという形の方で図で見分けるようにこれを追記修正した所であります。

続きまして28ページをお願い致します。5番統合複合化の骨子という形で、こちらの方も項目をこれまで協議してきた内容を大きく変えてるところでもあります。まずタイトルの所になりますが、1番の検討に際して認識しておくべき事実、ページをめくって頂いて30ページ、2基本的な考え方、31の3まとめという形の方で、どの項目も基本的に1番が認識しておくべき事実、2番基本的な考え方、3番まとめという構成で、ある意味どのページを見ても共通で分かる様な形の方で、修正しているところでもあります。それに伴って、これまで番号あった所でも番号なしにする形の方でそういった全体の整合を修正しています。28ページに戻りますが、これまでの協議した冊子の方で、文章であった表現の方が表にしたりグラフにしたりその方が分かりやすい所は、今回表にしたりグラフ化しております。このため28ページの①の所3組合の組織体制及び人員配置であったり、②の役職者別人数、③の方の役職者別年齢別の職員数の表形式、またそれに伴うグラフ化の方で追記修正をしております。

続いて32ページをお願いします。こちら組織図になります。これまでは横書きの組織図であったんですけども、この冊子の中で3組合それぞれ縦書きで表記しているのがありますので、今回組織図の方も全体的には統一を図りたいと思ひまして、縦書きという形の方の追記修正をしております。

続きまして、36ページ37ページになります。(3)職員の任用方針についてです。こちらもこれまで文章化であったものを表に表したりグラフ化しております。

続いて41ページになります。職員の給与に関するところですが、これまでの塵芥組合、衛生組合、稲広組合の事務局で3つだったんですけども、一番右に消防本部という形の方で3組合全ての内容が一覧表で分かる様な形の方で表記しております。41ページと続いて42ページという形の方で、それぞれ職務表であったり、管理職手当、役職加算、地域手当という形の方で一覧で見れるような形の方で修正をしております。

続きまして46ページになります。新組合の議員定数になりまして、こちらの方は表とグラフという形の方で追記しております。何処の組合が議員数が多いのかという多い順に並び変えて、それに伴ってグラフ化をしているところでもあります。



職の地域手当の均等化を図ってという様な文言を入れて頂きたいなと思うんですが。

○荒井事務局長 これは、この間の会議では今の話では無かったですよね？

○坂本消防長 その前に段階的に均等化していったらどうですかというのは意見は出してはいたんですけども、そうなるとこの間の会議では人事院勧告の状況を見ながらという事だったので、それも含まれているのかなと思ってはいたんですけども。

この文章の内容ですと、このまま9と3のまま、維持されたまま行っちゃうという様に。

○荒井事務局長 そうですね。

○坂本消防長 勘違いされても、ありますんで、最終的に段階的に同じ組合ですので、地域手当は同じ様にしてくるように動いてもらった方が良いのかなと思います。

○荒井事務局長 例えば、今年もし人勧で地域手当を改正、マイナスだとは思いますが、これがプラス人勧の勧告だった場合、即適用、仮にですよ、そういった場合はそうすると取り敢えず一律3パーセント維持するという風にしてあるんですけども、その前の前段で、今言った行政職の地域手当との均衡を図るという様な文言を入れた場合には、どういう風な取扱いになるんですか？

○坂本消防長 上がった場合ですか？

○荒井事務局長 うん。

○坂本消防長 ですから将来的に、同じように上げていってもらおう。

○荒井事務局長 将来的に。

○坂本消防長 はい。

○荒井事務局長 経過措置かなんかで、段階的に。

○坂本消防長 段階的に、はい。

○荒井事務局長 その将来的というのが難しいんですよ。

○坂本消防長 その辺は、ボカシみたいになっちゃうと思うんですけど。

○荒井事務局長 いや、あの、まあ、こちらにも書いてありますけれども、影響額が非常に大きいので、その辺、だから、その期間をどう捉えつついったらいいんだとか、どういう意味ですか？と市町村に聞かれた場合、どういう風な運用を考えているんですか？と、ここ非常に人件費に係る部分なんで市町村にとってみれば非常に敏感である。

○坂本消防長 はい、本当にデリケートな所だと思います。はい。

○荒井事務局長 言葉が出てくると思うので・・・。ちょっと文言考えるしかないですね。

その前段で、給与の検証の5の①を踏まえ、44ページの地域手当の①、オの地域手当についての①を踏まえ、ここを大前提にして、これまとめの前段になってるんですよ、考え方の。

3パーセントに決定したというのが、事務局側の発案では無くて、管理者等会議で管理者から、管理者自らこうすると。

○坂本消防長 そうですね、はい。

○荒井事務局長 いう様な、トップダウン形式で行われているっていう、お話を聞いたもんですから。

ですから、まあ、次回以降は、ではどういう風な、この地域手当を上げる時は、どういう風な手続きを踏んで上げていくのか、その辺をちょっと、まあ消防本部の内部の話だとは思いますが、それを

ちょっとこの会議で出して貰わないと、何か今までの議論とは違って、いきなりこうして下さいという風な事になる様な、そういうちょっと受け止め方を私はしちゃうんですけれども・・・。

何かいい表現無いですかね・・・？

そこの所はちょっと質問事項で事前に出して貰うとか、それをやらないと今日は、まとめの会議としたところで、いきなり出されてこれを文言どうしましょう？どういう風に表現していきましょう？と言われてもまとまんないです。考える時間が無いと。

**○坂本消防長** 良い文言があれば、ちょっと出して頂いて、私もちょっとこれ、昨日夕方見て、この均等化という言葉を入れて頂ければ、同じ事務組合の中で地域手当が6パーセント差があったままずっと行くのはどうなのかなと思ったんですが、ですから前の様に話した段階的に、合わせて頂くっていう様な事で私は理解していたと思うので、この場で申し訳ないんですけれども。

**○荒井事務局長** ただ、まとめ3のまとめの方の④を見て頂きたいんですけれども、地域手当は給与条例で準用するとしている、龍ヶ崎市の支給率、現行9パーセントを基本としますが、2の③及び④の基本的な考え方を踏まえるとともに、地域手当に係る新たな人事院勧告に基づいて見直しを行うものとなります。って言う風に一応まあ、これも言っているんですけれどね。

**○永井消防次長** ちょっといいですか。あの、今おっしゃった様に④では、今後見直してくるってのは分かるんですけれども、消防長も今ちょっと言った様に、うちの方から言うと、基本的な考えは、消防3パーセントですよ。行政は9パーセントを基本としますという事で、その両方の考えを踏まえて人事院勧告に基づいて見直しを行うものとなりますという風になっているんで、うちの方のパーセントも見直すという意味合いは含めてあるんでしょうけれども、今後もこの差が続くような考えが含まれているのかどうかというのが、ちょっとはっきりしないので、その辺が消防からするとまあ、同じ組合なので同じじゃないかという基本的な考えがあるんで、その辺今後、今ちょっとニュアンス的に下がった場合見直しを図って、同じ割合で同じく落とすみたいなイメージもちょっと入ってしまうんじゃないかなというところで、将来的には同じ組合なので、調整を図っていきますみたいなところがちょっとあれば良いのかなという様に、ちょっと感じたんですけれども。

最初から合わせようとするまとまらないんでしょうけれど。

**○荒井事務局長** 難しいですよ。今、行政職と同じっていう基本的な考え方で、それは分かるんですけれども、トップダウンで来るとというのが、事務屋から前回見直し、1から3か、1から3に上げる時に事務屋サイドから特段動かないで、管理者等会議で管理者の強い想いで3パーセントになったんですよというお話があったものですから、その辺の意思表示というものが均衡を図るといって、それ原理原則どこも一緒なんでね県内、でもあえてそういう風に決めたんだから、3パーセントでという基本的な考えという事でまとめたんですけれども。

県内のデータ見られたと思うんですけれども、事務職と消防職で変えてるところどこにも無いんですよ。だから将来の給与総額を考えて事務職は地域手当を下げる。その代わり職務職階を龍ヶ崎市と同じようにして給与総額をさほど落ちないようにしよう。それで消防職については6又は5という事で案を作って、一応協議の方をしていただいた。それでもプラスの人件費になるんでね。市町村でどういう風な反応を示すかそこが心配だったんですけれども、一律3パーセントと。3パーセントでという管理者等会議での決

定を受けてこうなったんです。で事務職は9、支給率9で、消防職は3、で当面の間という事になったというその事実、これまでの経過経緯の事実を踏まえて基本的な考え方の中に盛り込む、その前段であるこの地域手当に関するそういった検証の部分ですよね、そこにも根拠にして積み上げてこういう風にまとめているものですから、そこをどう、なんだろうね、無難な表現がこう入れておきたいな。

元に戻っちゃうんですよね・・・。

○坂本消防長 これはそうしますと、同じ組合の中でもずーっと地域手当というのは。

○荒井事務局長 いや、当分の間ですから、ここで言っている当分の間は、未来永劫ずっとこのままいきますよという事ではない。その当分の間、何か将来的に何かきっかけ、やはり管理者から強い思いがあって、じゃ3を5にしましょうとかという事になれば、当然その時点で、その今までの3パーセントから5パーセントに代わる、それまでの間、当分の間という事になるんだろうと思うんですけど、今までのやってきた事例で行けば。

○坂本消防長 最初がやはり、うちの方上げるってなっちゃうと市町村の反対あると思ったんで、最初は3パーでっていう話はしていたんですけども、将来的にその辺を文言で、上手く行かなければなど。

○荒井事務局長 消防職員は行政職員との均衡を考慮、例えば、まではの所ですね、消防職員は行政職員との均衡を考慮しつつ当分の間、現行の一律3パーセントを維持するものとする。

とりあえず、これ今日まとめだからね、とりあえず代替案の方入れときたいなと思うんですけど。

何かいい表現ないですかね・・・？

○小杉事務局長 よろしいですか？多分、現行の一律3パーセントを維持するものとするっていうのが強いと思うので、そこをちょっと柔らかくすればいいっていう感じですよ？

○坂本消防長 そうですね。

○小杉事務局長 今後上がる見込みが。何て言うんですか、含みを持たせた表現の方が良いという事ですよ？きつと。

○荒井事務局長 当分の間を取るとか？

○小杉事務局長 維持するとは断言しないでという事ですよ。

○坂本消防長 この3パーセントは抜いて貰っちゃって。

○岡野総務課長補佐 維持するじゃなくて基本とするの方が、動かす余地があるような表現にするのもありかもしれませんけど。

○荒井事務局長 行政職、行政職職員との均衡。

○小杉事務局長 多分、構成市町村で1パーセント上がると2300万上がりますよ。でも、ここでこう言っていると上がるんじゃないのって言われた時には、もしかしたら替えればいいのかも知れないですけど、もうちょっと柔らかく入れておくのは良いと思いますけれど。

確かに同じ組合で3と9は。

○荒井事務局長 だから最初に、っていう案を出したんです。

○小杉事務局長 提案でよろしいでしょうか？

○荒井事務局長 はい。

○小杉事務局長 後日三局長で一度、協議しません？この場でやるより。

○荒井事務局長 案を持ち寄る、案を持ち寄ってという事にしますか。

○小杉事務局長 それが良いとおもうんですが、どうですか？

○坂本消防長 はい。すみません、ここまで来てちょっと。29日ですよ？市長の所行くのね。

○小杉事務局長 ですから、明日でも、月曜日でも。どうでしょうか？

○荒井事務局長 そうですね。はい、時間ないよね。

間違っても、あの、管理者に判断して貰いましょうなんて言う進め方は止めましょうね。私の一番嫌いなタイプです。

とりあえず、これ保留、4番保留。44ページの④保留です。で、じゃあ日にち決めちゃいましょうか。明日は衛生組合の経営検討委員会があります。時間ちょっと掛かるかとは思いますが、では28日月曜日の午前中にしますか？はい。

○小杉事務局長 うちは大丈夫です。

○荒井事務局長 はい。どうですか？大丈夫ですか？はい。では10時にしますか10時。

場所はどうしましょう？何処にしましょう？

○小杉事務局長 お任せします。

○荒井事務局長 では、衛生組合の方で良いですか？

○坂本消防長 はい。

○荒井事務局長 じゃ、ちょっと案の方で柔らかくするように考えます。

○坂本消防長 申し訳ありません、宜しくお願いします。

○荒井事務局長 はい。

はい、では、次進めます。

○松本施設課長 すみません。

○荒井事務局長 はい。

○松本施設課長 ちょっとお願いします。2つあります。まず7ページの方をお願いします。

7ページは、クリーンプラザ・龍で所有している施設について書かれているのですが、うちの方ここに書いてある以外に衛生センターのちょうど向かい側、稲敷市になるんですが、そちらに以前の工場、旧工場の跡地が有ります。実際には建物とかは無いんですが、その水の管理とかをあと45年程継続して行うという決まりがありますので。

○小杉事務局長 違う、35年。

○松本施設課長 あと35年です。すみません。書いておかないと後ほど問題になる恐れがありますので、そちらの方についての記述をここに追記させて頂きたいと思います。

○荒井事務局長 この④の所？所有施設等の中に加えるという意味ね。

○松本施設課長 前半のこの文章の中にもちょっと簡単に入れるのと、下の黒ポチにもちょっと所在地が違いますので、こちらにも旧工場跡地という事で、住所を入れて記入したいと思います。

○荒井事務局長 写真はつかないですよ？

○松本施設課長 写真は有ります。

○荒井事務局長 はい、分かりました。

○松本施設課長 お願いします。2つ目になります。こちらは確認なんですが、35ページになります。

○荒井事務局長 はい。

○松本施設課長 35ページは、人事案で仮定Bという方に乗っ取ってやる内容が書いてあるんですが、ちょうど③という事で、②の事務局の役職者の中のから新組合の方へ異動可能な職員という事で、(a)から(d)までありますが、この(c)と(d)の括弧の部分というのは、ここまで厳密に規定する必要は無いのかなという風に感じました。

その前ページの34ページのキというところを見ますと、課長補佐と係長はグループ制なので幾らでも動けますよという様な書き方をしていますので、ちょっとそこの部分と矛盾してるのかなという風に思いますので、必要かなと感じたので検討をお願いします。

○荒井事務局長 させますじゃなくて、させる事もできますでも良いんだよな。

○松本施設課長 それで、その件なんですが、もし、これをさせる事ができますとした場合に、(c)の職員を異動させた場合に、クの主査、係長から課長補佐に昇任しますと、今度(d)の方と同じ様な形になりますと、主査、係長を昇任させてしまうと、この主査、係長が一人少なくなってしまうので、その他の職員からまた係長へ昇任させるというのをやはり(c)の中に追記する必要があるのかなと思います。

○荒井事務局長 今のその他の職から上げるっていうのを、文言、俺入れてたと思ったんだけど、一番最初に。入ってない？岡野。

○岡野総務課長補佐 以前の冊子の65ページなんですけれど、今の部分が移動した所ですけど、旧冊子の方ではその様な書き方は無いんですね。

○荒井事務局長 あっ、そう。

○風見総務課長 その他の職から上げる職員、係長に昇任ですよね？

○荒井事務局長 当然、ポストが居なくなれば上げることもできる。

同じ様な書き方で行くんだったら、これ追記した方がいいよね。はい、じゃ追記しましょう。はい。

ただ、必ず上げなきゃいけないという事もないでしょう。必要に応じてという話でも良いのかなとは思いますが、必ず一人上がらなきゃいけないよという事でも無い。グループの中にグループリーダー、グループ補佐、主査、係長あと一般職、例えばそこが沢山居た場合には、一人役職欠けたって十分対応できると思われるし、その方が、まあ書き様ですけども。

させますじゃなくてさせることができますで良いと思うんですよ。

はい、あとどうでしょうか？はい。

○岡野総務課長補佐 今日日本配らせて頂いたA3資料の方について、代替案を提案させて頂きたいと思います。A3の資料と新しい冊子の方を見比べて頂ければと思います。

新しい冊子の方の29ページ、A3の方でいう③の内容について代替案を考えています。新しい方の冊子で(1)新組合の組織機構という形で整理しているんですけども、この中で③が令和5年4月1日時点の三組合の職員の人数という形で、2年後の人数を踏まえて組織を考えというステージにはなっているんですけども、そうすると次の33ページの(2)職員の身分等の処遇というところと、ここがかなり

重複してくるという印象を持ちました。また併せて新しい冊子の31ページの一番上の行で、身分を保障するとともに記載しているのがあるので、令和5年4月1日時点の合併する時にはいない人たちの身分を保障するっていうのがここにはあるんで、ここでは役職が2年後にどうなっていたのかというのは記載せずに、それが全て(2)の新組合設置時の職員の身分等の処遇に、この2年後の役職人数を移動した方が良いかと考えています。

このためA3の方の資料になりますが、(1)新組合組織機構の中では、今現時点のそれぞれの組合での課、係でこういった業務をやっているという形で一度整理した方が良いかと考えています。そのためA3の方の29ページでは表5の3に塵芥の主な事務分掌、5の4が衛生組合の主な事務分掌、30ページ表5の5が稲広管理課の主な事務分掌という形で、それぞれの組合、課、係でこういった業務を行っているか、そして32ページになりますが、新組合で新しい組織にした時に、それぞれの部署ではこういったものを主に所掌するかという形で、あくまで、組織に対してこういった業務を行っているかという形で、人はまた次の(2)の方で整理するとして、ここは業務で整理した方が良いかと考えて本日代替え案を配らせて頂いたところです。

ただ32ページの所で、衛生管理課の衛生管理グループであったり、し尿処理施設の施設グループ、塵芥管理課の塵芥管理グループ、業務グループこれについては、今それぞれの塵芥衛生の組合とほぼ同様なので、ポチの所には細かく書かなくても、例えば衛生組合の何々グループの業務を基本とするとか、そういう書き方の、そこは書き方の工夫はあるのかなとは感じてるんですけども、(1)組織の中では、業務で整理した方が、次の(2)の職員の身分等の処遇というところで同じような資料が混ざらず分かりやすくなるかと考えております。

そのため、A3の35ページの方に、先程の二年後の令和5年4月1日の人数、今と対比した令和3年5月1日と令和5年4月1日の人数がこちらに載っていて、ここで37ページ先程のところの2の基本的な考えで最終的にまとめている感じで、令和5年4月1日の表はここでは無く、(2)の方に移動して(1)の方には事務分掌を入れる形の方を提案させて頂ければと思います。

あと2点あるんですけど続けてよろしいでしょうか？

○荒井事務局長 はい。

○岡野総務課長補佐 あと冊子の、新しい冊子の52ページをお願いいたします。新組合の設置に伴う分担金のあり方についてなんですけれども、表5の17は令和2年度の分担金の一覧表を記載しております、その下、表5の18が塵芥の令和元年度の決算、53ページが表5の19が衛生組合の令和元年度決算、④が表5の20が稲広組合の令和元年度の決算という形で令和2年度、令和元年度、令和元年度、令和元年度という形で記載されているので、A3のお配りさせて頂いた資料の56ページ、57ページをご覧頂きたいのですが、令和2年度と令和3年度の比較ができるという形の方の考え方でいけば、同じような表、グラフという形の方を用いて記載した方が、見た時の内容の理解もしやすいと思ひまして、A3の方の56、57の様に、令和元年度のそれぞれの分担金の方も令和2年度の分担一覧表と同じような表記にできればと考えております。これと併せてA3の方の③、それぞれの分担金の算出方法というのも一つにまとめるような形の方で集約してはどうでしょうかと考えております。

最後になります。新しい冊子の68ページ。今後のスケジュールという形の方で68、69、次の70

からはこれまでの経緯といった形の方で参考資料の方に入れているんですけども、今後とも協議が進んでいくと、今現時点ではスケジュールであっても、協議が進んでいくと過去、これまでの経緯の方に該当してくるかと思ひまして、こちらの方のスケジュールの方が変わってくると考えています。このためA3の方の資料であります、A3資料の72、73をご覧頂きたいのですが、ここにあるこれまでの経緯及び令和3年度及び令和4年度のスケジュールの内容という形で、時系列で一括して令和元年7月5日から会議がスタートしてから今後、76ページの令和5年4月上旬まで新組合発足まで、これまでの経緯と合わせて、今後どのような形の方で協議、議決がされていくかという形の方で、一括してまとめた方が分かり易いかと思ひまして、こちらの方を提案させて頂きたいと思ひます。

**○荒井事務局長** はい、色々と話出てきて、今日初めて見る人はとてもちよつと追いつかないのかなと思ひますけれども、ただ趣旨としては、あの、やはり先程と同じ様に見る側の立場に立って、より分かり易さ、見やすさに配慮した資料のものへ改善をしているという事です。内容については特段変わった所では無く、配置換えをしたり、あとは表なんかも前後を入れ替えたりという作業をですね、そういった事を中心に改善をしているという事です。

まあ、この辺は作り手にある程度お任せした作業でございますので、この通り一応修正していくという事でよろしいですかね？はい、はい、これで調整という事でお願いします。

**○松本施設課長** ひとつすみません、内容はいいんですけども、A3の32ページのまとめの表5の8を見て頂きたいんですけども、先程うちの岡野の方から話しが合ったように、内容としては現状のやつを原則この表として書いているという話だったんですが、うちの方ではちょうどこの塵芥管理課の塵芥管理グループの一行目に庁舎の維持管理に関する事というのを入れたんですが、これ今現在は塵芥の総務グループでやっている内容です。実際今度新しい施設になった場合には、総務グループが違う場所に移動してしまうので、この建屋自体を塵芥管理グループで見えなければいけないのかなと思ひて、ここに庁舎の維持管理を移してきました。こういった点は他の組合さんでも、今はやっている課と違うところがやらなくてはいい業務もあると思ひますので、このまとめの部分について今と同じでいいのか、一度確認して頂いた方が良くもと思ひます。

**○荒井事務局長** はい。例えばうちの方の衛生組合だと。

**○風見総務課長** うちですと、まあ、衛生管理グループの方に入っている業務、これは今も施設課の業務がそのまま入っていると思うので、うちの方はそう影響はないのかと思ひています。

施設グループの方の運転管理が2名とありますけれども、こういった書き方で今のクリーンセンターの現場が入ってきていますので、運転は大丈夫ですということです。

**○荒井事務局長** はい、分かりました。

**○小杉事務局長** すいませんでした、多分新事務所が何処になるかで変わってくると思ひますね。ですから。

**○荒井事務局長** まあ、とりあえずね。

**○小杉事務局長** そうですね、後ほどでよろしいかと思ひます。よろしいでしょうか。

**○荒井事務局長** では、この内容でよろしいですかね。

**○松本施設課長** はい。

**○荒井事務局長** 他にございませんか？それでは、今提案がありました修正等を行いながら、6月29日の管理者への説明、修正後の更に修正したこの冊子を使って説明をしていくという事でお願いしたいと思えます。

それでは協議事項の(2)その他の案件に入ります。まず今回衛生組合から質問票を提出しましたので、その内容について風見課長より説明をお願いします。

**○風見総務課長** はい、それでは資料の方の質問票をご覧頂きたいと思えます。今回の質問なんですけれども、前回の会議のその他の案件のところですね、給与に関する項目3つの項目、具体的には基準職務表と、役職加算、管理職手当の部分で少しお話が出てたかと思えます。そちらについての結論の方は次回へという事で、持ち越しとなったものに関して、改めて質問として今回出させて頂いたものでございませう。

その質問の具体的内容なんですけれども、まずこちらの統合時の行政職の等級別基準職務表の方の改正と言いますか、少し見直したらどうかという案でございませう、具体的には、1級から5級に関しては現行のままとしまして、6級に課長の職、7級に参事の職を加えるという提案でございませう。

7級の参事職ですが、こちらの処遇に関する骨子案の方にも記載されておりますけれども、組合統合時に3組合とも事務局長のポストに職員を配置していた場合、現在の組織案では、事務局長の役職は事務局の局長及びプロジェクトチームの局長の2つのポストとなっておりますことから、1名はその他の職への異動となります。その場合、7級に参事職を設けることで、職務は変わりますが、6級への降格という事は無くなるのではないかとという事で、こちら参事職の方の追加を提案したものでございませう。今回ここには参事の職務となっておりますけれども、龍ヶ崎市さんの条例を見ますと、こちら特に重要な業務を分掌する参事の職務という記載になっておりますので、そういう表現でも良いのかなと思えているところございませう。

続きまして6級の課長職についてです。5級の課長は職務表にはあるんですが、現在5級から6級に昇格した場合、参事職となりますけれども、参事職への昇任につきましては、課長職である程度の年数経験を積むなどしてから昇任するのが適当ではないかと考えまして、5級課長で経験を積みまして、6級課長へ昇格したのち、更に経験を積んで、参事職へ昇任する、ワンステップちょっと参事職への昇任にワンステップを加えてはどうかという形での提案でございませう。

続きまして、役職加算についてです。前回の会議でもありました様に、この三組合でですね、衛生組合だけがですね5級、副参事以外も15パーセント加算となっております。3組合が統合した場合ですね、人件費の方を抑制という事であれば、新組合になった際はですね、稲広さんや塵芥さんと同様の加算割合とする方向が良いのかなという考えではあります。

最後に管理職手当に付きましてはですね、前回、事務局長の72000円というのを龍ヶ崎市の部長級と同様の75000円というのはどうでしょうかというお話があったところですが、こちらやはり人件費の増額につながることでありますので、市町村の職員の理解を得られないのではと考えてるところで、こちら現行のままでいいのかなと考えるところございませう。

以上のような提案をさせて頂いたところですが、ご意見等ありましたらお願いしたいと思えます。

**○荒井事務局長** どうでしょうか？

**○小杉事務局長** 塵芥はこれで良いと思えます。

○荒井事務局長 はい。稲広さんよろしいですか？

○坂本消防長 はい。

○荒井事務局長 では、職務級、行政職ですけれども、等級別基準職務表については、この様な形で改正をしていきたいと、これは給与条例の方に多分掲げてると思うので、一つの組合にするときに上程する給与条例の中に、この改正の部分が入ってくるという事でご理解を頂ければなと思ってます。

役職加算もそうですね、同じです。大丈夫ですか、よろしいですか。

続きまして、前回の会議で確認しました、スケジュールについてです。改めて確認の方をしていきたいと思えます。本日資料として配布しておりますので、その内容について風見課長の方から説明をいたします。

○風見総務課長 はい、前回・・・塵芥組合さんの方から質問として頂きましたスケジュールについてです。前回の会議で出ました意見などを反映させまして、中追記をしたものを今回お配りしています。具体的にはですね、今日の会議の部分なんですけれども、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合複合化新組合設置計画、以前は案という形だったと思うんですけれども、こちらの冊子の表紙の方でたたき台という事で、ここ文言の方替えさせて頂きました。また、括弧の3番、斎場複合化ということでしたが、斎場事務、事務という字を入れまして事務の複合化という形に修正しております。これ以降も同様なんですけど、申し訳ありません、1ページの一番下の7月12日の管理者等会議の部分でですね、(3)の方の斎場事務の事務が抜けておりました、申し訳ありません、こちら訂正の方お願い致します。

その他ですね、時間の抜けていた所など入れたものでですね、7月15日、2ページ目の一番上ですね、こちらの幹部会議の方、こちらは10時からという事で入れさせていただいております。また、3ページの下から3つ4つですかね、2月の三組合の全協の日程ですね、ちょうど前回の会議の意見を踏まえまして、ちょっとこのような形で日付は入れさせて頂いたところがございます。

それとですね、ここでちょっと皆さんにお諮りしたいんですが、前回の会議の中で職員研修会、こちら2ページの一番下になってますけれども、こちらなんです、日程8月の19日という事で、仮というか予定ということで入れさせて頂いた件なんですけど、こちら前回の説明で講師の方都合がちょっとつかないので、県の職員なり、その他には先行事例の調査を行った組合の方に講師をお願いして講習を行った方がいいという話でありましたけれども、昨日ですね、こちらの方でお願いしておりました第一法規さんの方から講師の日程の目途が付いたという事での連絡がありました。弁護士さんという事にして、そちらの方がやって下さるという事だったので、今回はそちらの方をお願いをしたいなと思っております。

後ほど別の機会にですね、市町村課の職員の方にお話を伺う機会などが設けられればと考えておりますので、今回8月に関しては第一法規さんの方をお願いしまして研修の方を行って頂きたいなと思っております。それで日程なんですけれども、こちら向こうの都合で申し訳ないんですけど、8月の18日、25日、27日、30日、31日この五日間のうちのいずれかでお願したいという事での連絡がありました。

今の時点でもしここは都合悪いという事であれば、そこは外していきたいと思うんですが、どうでしょうか？

○小杉事務局長 塵芥は8月27日がちょっと都合悪いです。

○風見総務課長 では27は駄目ですね。

○小杉事務局長 あとは大丈夫です。

○風見総務課長 稲広さんはどうでしょうか？

○坂本消防長 日程的に大丈夫ですよ。

○坪井主査 はい。

○風見総務課長 日程の方ちょっと調整させて頂いて、決まりましたらご連絡させて頂きたいと思います。宜しくをお願いします。

○荒井事務局長 27は除きね。

○風見総務課長 はい27は除くという事で。スケジュールは以上でございます。

○荒井事務局長 はい。では、只今説明ありましたが、研修については日程調整の方させて頂きます。改めて連絡の方させて頂きますので宜しくをお願いします。今のところ弁護士さん二人？

○風見総務課長 そうです、二人の弁護士さんが午前、午後という形で来ていただけるということらしいです。それですみません研修に際してはですね、私どもノウハウありませんので、ちょっと皆様にご協力頂きながら、特に稲広さんなんか研修の方やっておりますので、その辺のお力を借りながら行いたいと思いますので宜しくお願ひしたいと思います。

○荒井事務局長 はい、研修の方を宜しくをお願いします。その他ございませんか？

○風見総務課長 では、よろしいですか。本日の資料の中ですね、霞台厚生施設組合から頂いた資料、ちょっと簡単にお話しだけさせて頂きます。3枚の資料になっているんですけども、このうちの一つ、三組合の再編統合に伴う会議等というので、あくまでも霞台さんの事例なんですけれども、こちらの(1)三組合の再編統合に関する作業部会という会議でございます。

こちらの会議についてちょっとお伺いしたところですね、今私どもで行っている幹部会議と同様の内容だという事で参加しているメンバーもですね、三組合の事務局の職員、局長さんですとか、次長さん、課長さんが出席されてこの様な項目について協議を行ってきたという事でございました。

次の(2)です。霞台厚生施設組合再編統合職員任用委員会という委員会がありまして、こちらちょっと内容が分からなかったものですから、こちら確認したところですね、こちらは霞台厚生施設組合の方に解散した二組合が吸収される形の統合になってまして、霞台厚生施設組合に、この解散した二組合の職員が任用されるという観点から、この委員会設置しましてこの中で職務職階ですね、それとか給与ですとか、職員の配置などについても協議をする委員会という事でございました。こちらの委員会のメンバーは管理者、副管理者がメインだという事でございました。

ですので1の会議でのある程度の案をもって、この2の会議で人事関係ですかね、この協議を行ってきたという事でございました。

また、その他のスケジュールについてなんですけど、こちらちょっと前回県の方から頂いた資料とちょっとズレがあるといいますか、合わないところがあるんですけど、あくまでも作業を進める状況の確認という事では参考になるのかなと思っておりますので、またもし何か分からないことがありましたらお伺いしますのでという連絡はしておきましたので、もし何かあったらこちらから質問は投げかけたなと思っておるところでございます。

以上簡単ですが資料の説明の方致しました。

○荒井事務局長 はい。霞台のスケジュール、この辺もちょっと参考にしながらスケジュール感、今後のスケジュール感を共有しながら進めていきたいと思えます。

その他、何かございますか？無ければ以上で本日の幹部会議の方終了と致します。お疲れさまでした。

○岡野総務課長補佐 すみません。一点よろしいですか？

○荒井事務局長 なんだ、閉めちゃったぞ。

○岡野総務課長補佐 閉めても大丈夫です。概要版こういった内容でよろしいかどうかって、ちょっと作ったばかりなんで、ちょっと見て頂いて、それで修正する所は修正して、それぞれの組合の全協の方で説明できればと考えております。基本的に表紙の所が追加している所です。目的と現状と複合化のメリット。2ページ以降は昨年度の概要版等を基本としまして、1番2番3番項目の入れ替えをしたのと、これまでの会議で修正があった所は修正したような形の方でまとめております。

○荒井事務局長 修正した所というのは、線引っ張ってある所とか？そういう事ではない？

○岡野総務課長補佐 そういう事ではないです。線を引っ張っているのは前と同じ所をそのままにしている状態です。給与の所とかが前とは変わっているんで、4番は以前の概要版からですと変わっています。

○荒井事務局長 どうでしょう、この線を引っ張っている所なんですけれども、俺がちょっとここは言っておくべき内容かなという事で引っ張った所なんですけれども、修正した所だけ線引っ張っておくとか、どうでしょう？例えば給与だったらこのまま当面の間は、間は現行制度を維持することを基本とする。

○岡野総務課長補佐 基本的に線は引っ張らない方が見た目的にはすっきりするかと思います。

変わったというのを知っている人は、議会だと議長3人だけ？

○荒井事務局長 議長。

○岡野総務課長補佐 全協の時には他の議員さんは知らない。

○荒井事務局長 知らない。

○岡野総務課長補佐 ですよ。

○荒井事務局長 知らないと思えます。給与とあとは外部委託の所だよね、そこが変わってるんだよね。

(1)の所になるんだね、5ページの(1)、外部委託するに当たっては直営と外部委託のコスト等に関する比較を行いその是非を判断するものとする。前は意思決定がなされた後、1年から2年の期間を設けて移行していくという様な書き方をしてたと思うんですけど、そこが変わってますね。

あとは基本的には内容そのものが変わる様な修正は無いのかなと思ってますけど……。何かあった？

○風見総務課長 システムの所が違いますね。

○荒井事務局長 システムか。

○風見総務課長 ここが、5ページですね、5ページの12番がこれ多分前の、この間の会議で稲広さんの方で少し事実と違っていたところがあったので、それを詳細の方は直してると思えます。

○荒井事務局長 直ってないんだっけか？

○風見総務課長 そうですね。前のままになっているかなと思うんですが。

○荒井事務局長 そこは直すしかないね。

○風見総務課長 はい。もうちょっと直す必要があるかと思えます。

○荒井事務局長 どこの部分だか見比べるしかないね。じゃあ、今のところ修正出てるのが11、12と

給与の4番の(1)、12はちょっとまた新しくしないと。

あと、事務所の場所、市役所の地下会議室、この後は合ってます。15ページ13番の(3)。

鏡は別にして、中身の所の線は取っちゃいましょう。修正した所だけ線を引くという事でどうでしょう？それで説明の方でできれば、全協でもやり易いのかなど。何でこれ線引っ張ってあるんだけどなんだっという話になってくるんで。

○**斉田事務局次長** 説明するけど、線引っ張ってあった所、ここがこうなんですよと。

○**荒井事務局長** ここが変わったと。ごめんね、全協で説明する時に議員さんは初めて聞くんだわ。

だから変わった所っていうのはあくまでも、これまでの検討を、幹部会議で検討した結果が修正したところですよという風な事になっちゃうんで、ちょっと全協では言い方変えた方が良くもしんないよね。

○**岡野総務課長補佐** そうしたら、全協は線無しにした方が。

○**荒井事務局長** 無しにしちゃおうか。

○**岡野総務課長補佐** 7月12日の管理者等会議の時には、線を引いといて、昨年まで管理者会議ではこれ見てるでしょうから。

○**荒井事務局長** 見てる。

○**岡野総務課長補佐** 変わった所に線を引いておく分には管理者会議だったら大丈夫なんですけど、議員さんにはそこだけ線を引っ張ってあると、内容を見た時に前を知らないの、ちょっと説明が難しくなるかなど。

○**荒井事務局長** まあ、余計な心配かもしれないけど、議長さん辺りから変わった所どこ？って聞かれちゃうと困っちゃうんですけれどね。まあ、言う人居ないと思うんだけど。

じゃあ、全協では線無し、線無しで、管理者等会議では変わった所だけ線を引いて説明するという事をお願いします。はい。

では以上で終わりにします。お疲れさまでした。